

広島運輸支局構内にて深夜の特別街頭検査を実施

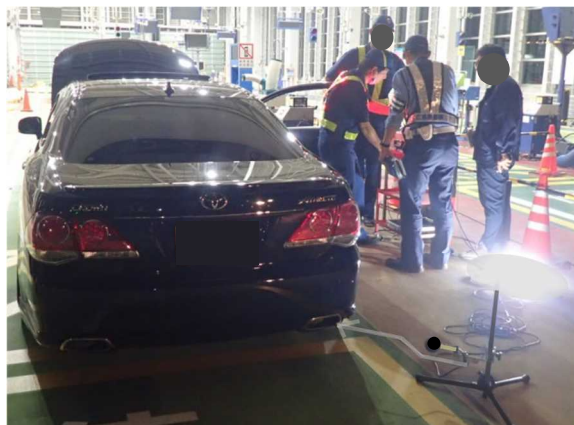
- 不正改造車6台に対し広島運輸支局から整備命令書を交付 -

自動車技術総合機構中国検査部は、中国運輸局広島運輸支局及び広島県警察と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

その結果、計30台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け等の不正改造があった計6台に対し、道路運送車両法に基づき広島運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

実施日時	令和6年9月27日(金) 21:00 ~ 24:00
実施場所	広島運輸支局構内 (広島県広島市西区観音新町4丁目13-13-2)
検査実施車両台数	30台 (内訳 四輪車 19台、二輪車 11台)
整備命令書交付台数	6台 (内訳 四輪車 4台、二輪車 2台)
主な不正改造内容	騒音基準を満たさないマフラーの取付け、タイヤ・ホイールの突出、最低地上高不足等



お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347